



高鍋町公告第 4 号

物品売払公告

下記物品を一般競争入札により売り払います。

なお、入札方法については、提出期限までに入札書を書留郵便により高鍋町財政経営課へ提出し、開札日に開札する方法とします。

記

1. 売払物品

●車両

名称	登録年度	排気量	走行距離	最低売却価格 (税抜き)
普通特殊自動車 (いすゞ エルフMT)	平成10年	4.57L	18,270km	227,000円
普通乗用自動車 (トヨタ プリウスAT)	平成22年	1.79L	202,508km	118,000円
軽乗用自動車 (スズキ ケイAT)	平成16年	0.65L	50,241km	36,000円
軽乗用自動車 (ダイハツ ミラAT)	平成14年	0.65L	75,883km	36,000円

2. 入札の種類

一般競争入札

3. 入札者に必要な資格

次の各項目のいずれかに該当する方は参加できません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (4) 当該物品を暴力団の事務所その他これに類する者(公の秩序、善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。)の用に供しようとする者
- (5) 次のいずれかに該当する者
  - ア. 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - イ. 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用するなどしている者
  - ウ. 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - エ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- オ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 前記(2)から(4)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
  - (7) 法人の場合は、役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。)が前記(3)から(5)のいずれかに該当する者
  - (8) 一般競争入札参加申込書を期限までに提出しない者

#### 4. 入札参加申込み

・提出書類

一般競争入札参加申込書

・申込期限及び方法

令和8年3月2日(月)午後5時まで(必着)に、持参又は郵送により財政経営課に提出すること。

#### 5. 入札書の提出

入札書を書留郵便により、提出期限までに下記住所へ送付すること。

なお、理由のいかんにかかわらず、送付した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認められない。

提出期限 令和8年3月6日(金) 午後5時必着

〒884-8655

宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437 番地 高鍋町財政経営課 契約管財係

※入札書を封入した封筒を更に郵送用封筒に入れ、簡易書留にて送付すること。郵送の際には、郵送用封筒の表に「入札書在中」と記載すること。

#### 6. 開札日

令和8年3月9日(月)午前9時 開札

入札結果については高鍋町ホームページの公表(物品名並びに入札件数及び落札額を記載)する。

※入札結果の報告は、開札後に落札者に対してのみ行う。

#### 7. 入札書の記載方法

(1) 消費税抜きの契約希望金額の価格を記載すること。

(2) 入札書の日付は、入札書を記入した日とすること。

#### 8. 入札の無効

(1) 入札加入資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事情についてした2通以上の入札

(3) 入札書の表記金額を訂正した入札

(4) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(5) 入札条件に違反した入札

(6) 談合その他不正の行為があった入札

#### 9. 入札保証金

入札保証金については免除とする。

10. 落札者の決定方法

(1) 物品ごとに最高価格で入札した者を落札者とする。

※入札書に記載された金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。)をもって契約時の価格とする。

(2) 同価の入札をした者が2者以上あるときは、後日、当該入札者によるくじで落札者を決定する。

(3) 落札後、落札者に契約締結の意思が見られない場合は、次点の金額を提示した入札者を繰り上げることとする。

11. 契約締結

落札者は、令和8年3月16日(月)までに契約締結を行うこと。

ただし、契約担当者が特に指示したときはこの限りではない。

12. 契約上の条件

落札者は契約締結の日から起算して30日以内に代金を支払うこと。

ただし、契約担当者が特に指示したときはこの限りではない。

13. 契約保証金

契約保証金については免除とする。

14. 物品の引渡し

売買物品の引渡しは、売買代金全部の支払いが完了した後に、現状有姿で行うものとする。

15. 物品確認

物品の確認は、公告日から令和8年3月2日(月)までの間に行うこと。

※物品確認は、事前に高鍋町役場財政経営課契約管財係(電話：0983-26-2002)に連絡し、上記期間内で日程等調整すること。

16. 注意事項

(1) 売渡物品が品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできないものとする。

(2) 落札者が買受代金の全額を納付し、引渡しが行われたときから落札者に危険負担が移転するものとし、その後に発生した売却物品の破損、盗難の負担は落札者が負うものとする。

17. その他

(1) 物品調書、入札参加申込書、入札書の様式は、高鍋町ホームページ又は財政経営課で取得すること。

(2) その他不明な事項については、高鍋町役場財政経営課契約管財係(電話：0983-26-2002)へ照会すること。

令和8年2月2日

高鍋町長 黒木敏之

